

議案第 7 4 号

芽室小水力発電所管理条例制定の件

芽室小水力発電所管理条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和 8 年 3 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室小水力発電所管理条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 94 条の 6 第 1 項及び土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 56 条の規定に基づき管理の委託を受ける芽室小水力発電所（以下「施設」という。）の管理に関し、同法第 96 条の 4 で準用する第 57 条の 2 第 1 項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 国営かんがい排水事業芽室川西地区受益地域における畑地かんがい施設の維持管理費の節減と再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減を目的として、美生ダムが有する包蔵水力を活用した施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室小水力発電所

位置 芽室町伏美 2 番地

(業務)

第 4 条 この施設は、第 2 条の目的達成のため次の業務を行う。

(1) 美生ダムの放流水を活用した発電に関する業務

(2) その他町長が必要と認めた業務

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

説 明

芽室小水力発電所の運用開始に伴い、本施設の管理に係る条例を制定しようとするものであります。